

近世中期京都の都市構造の転換

塚 本 明

【要約】 近世初期の京都は個別の町を基礎とした都市構造であったが、それは享保末年頃からの仲間組織の増加や金融諸機関の設立にともなう町構成員の町からの自立化、借屋人の町内での地位の上昇等によって破綻し、京都は混乱に陥る。十八世紀中頃に頻発した会所機構設立の出願（「新規願」）は、町に代わって都市全体を覆う会所によって都市の混乱を収めようとしたものであり、主に仲間関係者から出された都市の復興策であった。これに対し町側は惣町結合を形成することでこの動きを封じること成功する。しかし会所機構はこれまで下層に位置付けられていた者の解放につながるものであり、町側の運動はこれを抑える復古的側面を持つものであった。だが、運動のなかで町側も都市全体への視野を獲得し、また町の個別性、階層性も弱まり、一円的な都市社会が成立する。十八世紀後期以降強化していった支配権力も、こうした都市構造の変容に対応して生み出されたものであった。

史林 七〇巻五号 一九八七年九月

はじめに

日本近世都市の研究は、七十年代以降幕藩制国家の不可欠な要素としての都市の位置・役割の解明という観点から、国家的身分編成の核としての、家持町人の負担する役の問題や、それを代替する日用層の存在形態等が論じられ、幕藩権力の都市支配のあり方が明らかにされてきた^①。

一方、身分制論の議論の中で、個別の町を「地縁的・職業的身分共同体」として位置付ける提言がなされ、都市における町共同体の持つ独自の性格が再び関心を集めるようになり、都市の基本単位であり、都市住民がまず拠って立つ場であ

る町の分析が進められた。^③

また、右の二つの研究動向が近世前期を中心として行われてきたのに対し、近世後期から維新期にかけての、人民闘争史の中での都市住民、とりわけ下層民の位置、役割を追究する動向が存在した。^④

以上のように、これまでの近世都市研究には、権力側の視点からの都市論と住民の町共同体論との分立、都市構造をめぐる前期研究と人民闘争史としての後期研究との断絶が見られ、近世都市を総体としてとらえる糸口すらつかめてはいない。無論この課題に答えることは容易ではないが、権力的編成の側面は一定度解明され、また身分制論や人民闘争史に従属した形ではなく都市自体の特質を正面から問題にすることが求められている現段階にあつては、都市の内部構造の展開過程を住民側の視点から分析することがまず必要であり、そしてそれは第二の研究―個別町の研究―の成果を批判的に継承することで果たされるべきであると考ええる。

これまでの町共同体論―町自治論が都市全体への視野を欠き、また中期以降の展開を発展的にとらえられなかったのは、方法論上次のような欠陥を持ったからではないだろうか。①町共同体の意義、またその「自治性」について、中世に成立したものがどの程度残ったか、という点でしか問われていないこと。②町共同体の評価が、権力との対抗の中でのみなされ、構成員との関係において、またその中に矛盾を含んだものとして、とらえていないこと。③都市住民の自治の問題を、町(あるいは町組)の枠に限定したこと。

本稿では京都を事例として、従来の研究が明らかにした個別の町を基礎とした都市構造が中期以降どのように展開するのか、町の構造変化と連関させつつ追究したい。あらかじめ見通しを述べれば、町が中期以降「形骸化」していく過程を、都市として発展的にとらえることを目指す。町の内部構造については、特に借屋人の存在形態に注目する。借屋人は、居住を許されても町の正式な構成員たり得なかった、とするのが一般的な見方であるが、しかし家持同様に身分的資本を有し、商工業活動を行う存在であった。この借屋人の位置を分析することは、町と都市との関係をより明確に示してくれる

ものと思われる。

次に都市住民の自治性について。近年の近世史研究は、近世統一権力は決して剥き出しの暴力的搾取者として現れたのではなく、「平和」や「公」を掲げ、また民衆との間に「合意的」「契約的」側面を持つものであったことを明らかにしている^⑥。農村に比し都市においてはよりその傾向が強いと思われるが、そうである以上、自治の内容は、権力に政治的に對抗する側面のみでなく、両者の利害の一致しうる、都市の治安秩序、経済機能の維持、発展をいかに担いうるか、またそれが動揺した時に、新たな都市政策にいかに関与しうるか、またそれを提示できるか、といった点についても求められるべきであろう。

ゆえに、自治の担い手は町共同体に限らず、他の諸集団、また個人もが、その考察の対象となる。特に、十八世紀中葉に集中する会所機構設立の出願に注目し、それへの町の対応を見る中で、都市住民の自治意識の発展と限界とを考察することとしたい。

- ① 吉田伸之「役と町―江戸南伝馬町二丁目他三町を例として―」（『歴史学研究』四七一号、一九七九年）、同「公儀と町人身分」（『歴史学研究別冊』（一九八〇年度）、一九八〇年）、同「日本近世都市下層社会の存立構造」（『歴史学研究』五三四号、一九八四年）、松本四郎『日本近世都市論』（東京大学出版会、一九八三年）など。
- ② 朝尾直弘「近世の身分制と賤民」（『部落問題研究』六八号、一九八一年）。
- ③ 先駆的業績としては、秋山国三『公同沿革史』上（京都市公同組合聯合会、一九四四年）（新版『近世京都町組発達史』、法政大学出版局、一九八〇年）、秋山・仲村研『京都「町」の研究』（法政大学出版局、一九七五年）、乾宏巳『なにわ大坂菊屋町』（柳原書店、一九七七年）などがあり、また近年の主な研究として、視角はそれぞれ異なるが吉田伸之「町人と町」（『講座日本歴史5、近世1』（東京大学出版会、一九八五年）、安国良一「近世京都の町と家屋敷所持」（『日本史研究』二八三号、一九八六年）宇佐美英機「近世都市の権力と公事訴訟」（同）などがある。
- ④ 松本四郎前掲書、松田之利「幕藩制の都市と階級闘争」（『歴史学研究別冊』（一九七〇年度）、一九七〇年）など。
- ⑤ 住民論としては、前期の町共同体の主たる構成員の家持の分析と、後期の借屋人以下の下層民の分析との断絶である。
- ⑥ 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、一九八五年）、高木昭作『秀吉の平和』と武士の変質』（『思想』七二二号、一九八四年）、朝尾直弘「公儀」と幕藩領主制」（『講座日本歴史5、近世1』、水本邦彦「村共同体と村支配」（『講座日本歴史5、近世1』）。

一 近世前期の都市構造とその破綻

(1) 近世前期の都市構造

本節では中期以降の展開の前提として、町の都市の中での位置、町組の位置、町の内部構造の三点から、十八世紀初頭までの都市構造について簡単に概括しておきたい。

承応三(一六五四)年に所司代に任じられ翌明暦元年二月に上京した牧野親成は、町の結合を強化させ、都市秩序を担う基盤として、支配の末端組織として確立させるための種々の政策を打ち出した。^① 毎月二日の町寄合や死後譲りの制、年寄任命の規定等、いずれも牧野によって整備された制度である。牧野が町の位置を明示したものととして万治二(一六五九)年七月二十三日に出された触がある。そこでは「於京都諸商売ニ付座を取立申事、朱、銀之両座之外、私之法を立多勢をくミし結徒党座を立申事」を前々からの制禁事項であるとし、「近年に至て私に寄会をいたし、座をくミ候て諸商売仕族」がいることを咎め、改めて禁止する旨を命じている。^②

職種の結合の否定、都市住民個々の自由な経済活動の奨励は秀吉による楽座令以来の統一政権の原則であり、特定の職種に関して統制を行う場合でも町を通して行った。町は住民が直接依拠する唯一の共同体であり、支配者の意志を伝える触は町を通して住民に伝えられ、仲間組織が利用されるのはこの時期にはごく限られたものにとどまる。^③ 支配者は単に地縁共同体として町を重要視したのではなく、職種の領域をも含めて都市の秩序を担う基本的単位として位置付けたのである。

町の連合組織である町組は中世末期に軍事的防衛を目的として結成され、十数町から成る町組(小組)を基礎単位とし、その連合体として十七世紀後半には上京で十二組、下京で八組、合わせて二十の町組が形成されていた。この町組の特色

として二点指摘しておきたい。第一に、京都の町は都市空間に占める位置、生成の時期により親町と枝町、古町と新町の別があるが、町組(小組)はこの格式毎にまとまり、古町・親町の町組と新町・枝町の町組とは支配―従属の關係で結ばれていた。第二に、町の連合が全京都の連合とはならず、二十の町組それぞれが独立性を持ち、最も上位のレベルでも上京、あるいは下京としての連合にとどまった。

町組は個別町のまとまりが強まるにつれその意味を弱めつつも、この時期にはなお治安維持や、住民の意志を代弁する機関として機能していた。町組のまとまりの重要な基盤となったのが「大割勘定」である。大割勘定とは、京都の都市住民が負担する諸費用を、町代立会の下で、古町の年寄⇨町組の代表者が町々への割り当てを決めることであり、町組自治の根幹と言うべきものであった。その割り当ては古町・親町に高く、新町、枝町に低く定められた。このように町を格差を付けて縦系列で結合したところに、空間的構成はきわめて錯綜して純粹な地縁集團とは言えぬ町組が都市においてなお一定の働きを持った要因があった。

最後に町の内部構造について。近世都市の町は家持のみの共同体であったと言われるが、十七世紀中葉以降は借屋人も町の寄合に参加し、町の入用も一定程度負担する、町の構成員であった。但し家持との間には制度的に明確な区別が付けられていた。

借屋人が町へ新任する場合、本人と家主との間のみでは契約は成立せず、且那寺からの宗旨請状のほか、借屋人の人格について保証する借屋請人と連署した借屋請状を町に対して提出しなければならなかった。^④借屋請人に立つ資格は町毎に具体的に定められたが、請状の定式文句として見られる如く、借屋人を「先祖が能存知」^⑤していることが必要であった。ただし親兄弟は請人にはなり得ず、それに準ずる親類・縁者が立つのが通常である。

請人は日常生活においても借屋人と密接な關係を保った。町奉行所に詰めた中間支配者の町代の日記は、家出・自害・金銭出入り等が起こった際の住民の届け出、対処についての記事を豊富に収めている。^⑤こうした時に、当事者が家持の場

合は町中として対応するのみであるが、借屋人の場合は町中・家主とともに請人が重要な役割を持って事後処理にあたっている。借屋請人は、借屋契約についての保証のみでなく、居住後も借屋人について町に対して責任を負う存在であった。町は、借屋人を家持と請人の二重の人格的關係によって把握し、請人の資格を厳しく定めることで借屋人の自由な来住を防いだのである。この制度は都市内での活動を活発化していく借屋人にとって次第に桎梏となっていた。

このような来住者に対する、また住人の生活に対する町の規制は、借屋人へのみ向けられたものではなく、家持をも含んだものである。家屋敷を買得して家持として町へ来住する時にも町に対して請状を出すことが求められた。また、借銀を当事者に代わって町が弁済する場合もある反面、自由に金銭を借用することが町によって規制された。

町式目の多くは、特定の職商について町への来住を拒んだ条項を持つことはよく指摘されている。^⑥米屋、酒屋、鍛冶屋、油屋等が多くの町で来住が禁じられたが、しかし、これらの職種はいずれも都市生活を営む上で不可欠なものばかりであることに注意する必要がある。また、来住者に請人をとることを求める反面、町内の人間が他町の住民の請人に立つことは、厳しく制限した。^⑦

この時期の町は、町内の人間に対してはその財産・営業を保証し、生活を保護する機能を持った。しかしその共同体の強さは、町内の拘束性・階層性、町外への排他性と一体となったものであり、他町との協調性を欠き、都市全体の論理とは相容れない、矛盾する面を持った。そしてこれは、家持と借屋人とが経済的に明確な差があり、人格的關係で結ばれ、また町が主に「小商人や商・手工業未分離の小経営等の多様な小資本」^⑧から構成される近世前期段階には表面化しないが、分業の発達によっていづれ頭在化することが予測される、都市構造自体の持った内部矛盾なのであった。

(2) 享保～宝暦期における京都の混乱状況

享保七(一七二二)年の幕府による上方行政の改革と並行して京都の都市行政についても改革が行われ、先に見た大割勘

表1 公願触一覽

No.	年月日	内容	出願人	『町触』 巻数・番号
一	元禄二(一六八六) 四・三	他所酒買込制限	酒屋共	①一五
二	九・三	糸類かこい置禁	絹屋共	一六
三	三(一七〇〇) 三・九	鑛泥元メ設置	真鍮箔請負之者并伏見之者	一七
四	三(一七〇〇) 二	糸類かこい置しめ売禁	西陣織屋共	一八
五	一〇・六	天秤廻へこもく捨候様	鐔や太兵衛	一九
六	宝永一(一七〇四) 七	土手町四条辺旅籠屋其外町中ニ遊女数多抱、不届	傾城町之者	二〇
七	一〇・一四	無株の者酒商売禁	株持酒屋	二一
八	三(一七〇八) 四	西陣織手糸くり奉公人、年季約束通可働	西陣組頭年寄共	二二
九	四(一七〇九) 九・九	出火時年行事、人代出シ候儀有免	年行事町・用人	二三
一〇	七(一七一〇) 八	無株・新規の酒商売禁	酒屋共	二四
一一	一〇	無株・新規の酒商売禁	酒屋共	二五
一二	一〇	町方所々ニ遊女咄之者徘徊、不届	傾城町之もの	二六
一三	五(一七二五) 九・三	朱・辰砂ハ朱座外ニ而売買禁	朱座	二七
一四	享保四(一七一九) 六・九	祇園祭礼神輿、願昇禁	長柄町六町	二八
一五	六(一七二二) 一・二	宮川筋近辺白人と名付遊女、不届	傾城町之ものとも	二九
一六	六・九	町夫賃銀向後新銀管匁式分つゝ	夫頭	三〇
一七	九(一七三四) 六	町々へ尿小便取ニ參候者ハ極ノ焼印のたこ桶ニ而 のこと	百五十ヶ村	三〇(一)
一八	三(一七三六) 九・三	京・大津米売買会所差免	小野寺三郎右衛門・嶋本三郎九郎・平田源右衛門	②一七
一九	一四(一七三九) 二	質屋統制緩和	質屋共	三一
二〇	九・二	御仕置者入用之材木代銀割賦方ニ付	本材木屋共	三二
二一	五(一七四〇) 一・三五	御仕置者入用之柴代銀割賦方ニ付	高瀬川筋新屋共	三三
二二	一六(一七五二) 一・一	質屋仲間立願、難申付	中京質屋共	三四
二三	一三(一七五三) 九・七	京都米会所以後嶋本右人ニ差免	(嶋本三郎九郎)	三五
二四	九・七	大津米会所以後幾久や江差免	(幾久や吉兵衛)	三六
二五	一・六	借屋請会所ニ付尋		三七・三〇

五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

一八(七三) 五・二

町夫火消人足請負願ニ付尋
御仕置者入用之材木代銀割賦方ニ付
錢小貸会所設置

元文二(七三) 一〇

上納銀貸付会所設置
錢小貸会所利足引下ケ
町夫火消人足請負願ニ付尋

延享一(七四) 五

真鍮屋仲間人数制限、新規禁
二重家賃・田畑二重賃入禁
間屋外ニ而他國瓦商売禁

宝曆二(七五) 八・七

西陣其外織屋下職之者不正質置、不届
素人袖働禁
借屋請会所ニ付尋

四(七五) 五

西洞院川筋へちり芥捨間敷
神泉苑町川筋へちり芥捨間敷

五(七五) 三

田地渴水ニ付町々井戸水汲流具候様
素人袖働禁
葬式道具、極候職人之外拵売捌禁

六(七五) 八・三

造り酢屋之外米酢造禁
修験袈裟拵商売、余人禁
田地渴水ニ付井戸水汲流具候様

八(七五) 〇

新鉄釵類他國々直買禁
町夫火消人足請負願ニ付尋

九(七五) 三・五

他國酒直買禁
井口・宮西引受貸附帳会所所年延
諸名目銀返済のため持寄銀致

一〇(PK) 五

半季奉公人改会所設置
生平、間屋外直売買禁
田地渴水ニ付井戸水汲流具候様
田地渴水ニ付井戸水汲流具候様
橋下々水桶群集致、水を取ニ不參様

材木屋とも

井口久左衛門
会所之者共

真鍮屋共
(町組)

大仏深草瓦師共
織屋共

役杵共

醫師伊藤文治・大黒屋吉兵衛
西洞院通町々

神泉苑町辺町々
壬生村他一一ヶ村

役杵共
倉大工共

造酢屋共
烏丸六角下ル町岡田丹後
(村々)

鉄間屋共
日雇八組

造酒屋十七組之もの共
井口久左衛門・宮西九郎兵衛

車屋町二条下町杉屋勘三郎
平野屋十右衛門・越後屋徳兵衛
生平間屋株之者共

中堂寺村其外七ヶ村
西京村并三条台之者共

松原通西洞院辺町々

五七

五八

五九

六〇

六一

六二

六三

六四

六五

六六

六七

六八

六九

七〇

七一

七二

七三

七四

七五

七六

七七

七八

七九

八〇

八一

八二

八三

参照。個人の営業・利益の保護を行う集団が、地縁的共同体以外にも現れてきた。前代には、町は住民が直接依拠する唯一の集団として、住民を保護し、他方統制する機能を有したが、都市経済の拡大と共に住民の経済活動の規模、範囲も拡大し、個別町ではそれに対応できなくなる。そうした中で形成され、支配者によっても認可されてきた仲間組織は、都市住民に町の持つ意味を相対化させることとなった。

この時期に集中した金融諸機関の設立も、町の相対化を進めた要因のひとつにあげられる。享保十八（一七三三）年に家質改会所^⑩が、翌年に銭小貸会所と上納銀貸付会所^⑪が設置され、またこれに先立って、町奉行所の役所銀を口入人を通して貸し付ける制度も成立していた^⑫。このような金融機関は不特定多数を対象とするものであるだけに、町ではそこの構成員の金銀借入れを掌握することは容易ではなかった。しかし、これらの機関は公的なものであるがゆえに、借銀の返済が滞った際には債務者の居住する町に連帯義務が負わされたため、種々の問題が起こってきた。金融会所設置後間もなく元文元（一七三六）年には、上納銀貸付会所より身分不相応に借りて返済が滞り、町々が難儀しているという状況をうけて、借り入れ時には町の年寄へ届け出る様、との触が出されている^⑬。同五年二月には、役所銀、上納銀貸付会所、銭小貸会所より借り入れる時には年寄の加判が必要、とする^⑭。しかしその四ヶ月後には、町の年寄が銭小貸会所よりの借銀について判を押すことを承知しないために「軽キ者」が渡世の元手銀が入らず困窮している状況を^⑮、翌寛保元（一七四一）年正月には、年寄加判を命じたことで金融会所外での相対の金銭貸借も不自由になっている状況を、触の文面から知ることができる。さらに同年四月には、役所銀については年寄加判は不要、とした^⑯。

享保・宝暦期にこの種の金融関係の触が多発される。いずれの触も町の難儀、困窮を伝えているが、支配政策も一貫せず、都市経済が混乱し、それに対応できず困惑している様子がうかがえる。

町によっては、個人の営業の維持、発展とは逆行するにもかかわらず、町式目で公銀借り入れを一律に禁ずることで対処しようとする所もあった^⑰。また、年寄・五人組の町役人のみで申合せて多額の金銭を借り込んで弁済せず、残された住民

がその返済の責を負わされる、という事件も発生する。② 構成員の相互信頼に基づく町の住民結合のあり方は、この時期まさに危機に瀕していたのである。

右のような経済構造の変化は、借屋人と家主、町との関係にも影響を及ぼした。この時期の借屋請状は初期のものに比べて文言が多様化し、借屋賃の支払いや立ち退き規定などが盛り込まれるようになる。こうした問題について契約文言を加えねばならないように、借屋人と家主との関係に変化が生じてきているのである。③ 借屋人の金融諸機関の金銀借り入れについては、多くの町で借屋請状とは別の新たな請状を作らせるようになった。引取証文（引取請状）がそれである。これは、金融会所関係の金銀懸かり合いがこれまでに無いこと、そして今後問題が生じても町には難儀を懸けず、引取請人の方で責任を負うことを保証させたものである。借屋人の金銀借り入れを把握し、それに責任を負う能力をもちや喪失したことを町が自覚し、このような新たな制度を生み出すまでに到ったのである。

以上のように町自体の相対化が進み、また構成員の自立化、借屋人の地位上昇によって、町の内部拘束力は低下した。町は都市全体への視野を持たぬがゆえに、拡大した経済活動に対応できなかつた。こうして、町を基本単位として都市秩序が維持される体制は破綻し、都市の混乱を招くこととなったのである。

この時期の京都の混乱状況は江戸幕閣にも認識されるようになるのであるが、この困窮、混乱は、災害等による一時的なものではなく、すこぶる構造的なものであった。そこで、支配者も、都市住民も、都市の復興、秩序の回復という共通の課題をかかえて、新たな都市構造の形成へ向けて模索することになるのである。

① 牧野親成の政策の画期性については稿を改めて論じることとした。
い。

② 聚楽教育会所蔵文書。なお、当史料を含め以下特に断らない史料は、京都市歴史資料館架蔵の写真版による。

③ 十七世紀中に確実に認められるのは、交通規制の必要からの車屋仲

間の例ぐらいである（京都府立総合資料館架蔵「古久保家文書」中の、「番日記」と総称される、中間支配者町代の職務記録による）。領主需要を充たすために鋳師、瓦師、畳屋、翠簾屋、鍛冶屋、左官、屋根屋に触頭が設けられるのは元禄十五（一七〇二）年、十六年のことであり『京都町触集成』第一巻、岩波書店、一九八三年、三三八、三

六五、三六九ノ三七三号。なお、以下「町触」①三三八のように略記する。経済、治安の統制上、組織形成が早いとされる米屋、質屋についてさえも、仲間組織を通して触が出されるようになるのは、ようやく十八世紀に入ってからのことである。『町触』第一巻、第二巻。

④ これは、支配者が求めたことでもあった。慶安二(一六四九)年三月十六日に所司代板倉重宗が発布した「町請寺請状取様之事」の第一条には「此何と申者同国にて親名字町人家家、百姓は在所存、請人に立申候と請状之文言ニ入請状取之可申事」とある(中井家文書)。

⑤ 「番日記」(古久保家文書)。

⑥ 秋山園三前掲書。

⑦ 西竹屋町の明暦二年七月付の町式目には「人請又家之売買之請并借屋請等迄、たとひ雖為親類町中へ理り、帳に其名を書しるし、其後請ニ立可申候、其外他人之請ニ立申事町之法度之掟なり」とあり(西竹屋町文書)、また柳八幡町では享保元年の町式目に、「万請ニ立申事堅令停止候、若不叶義ニ請ニ立候へ、年寄方江断可申候、密々ニ内証にて請ニ立申仁御座候は可為越度事」とある(柳八幡町文書)。

⑧ 吉田伸之「町人と町」。

⑨ 京都における享保改革の内容、意義については今後検討を要するが、大割勘定の廃止の他、町を基礎とした消防制度の整備が図られたこと、宗門帳の提出を、町組単位ではなく個別町で行うようにしたこと、町儀に関する詳細な申し渡しがなされたこと(『町触』①一四〇―一三三)など、十七世紀半ばに牧野親成によって立てられた、個別町を支配の基礎とする原則が徹底されたものと捉えられる。なお、鎌田道隆氏が『京花の田舎』(柳原書店、一九七七年)の中で、幕府政治の中で京都の地位が低下したことに伴う民政の強化、という視点から京都の享保改革について叙述されている。

⑩ 西陣地域での例を見ると、十八世紀初頭には織手奉公人の統制について西陣の町組が願い出、以後毎年町組独自に組内に統制の触を出していたが(古久保家文書)、宝暦年間にはほぼ同様の内容の条文を持つ触が町奉行所から、西陣及びその周辺地域に出されている(『町触』④四九〇)。西陣の町組が既に織手奉公人を統制する機能を失っていることが示されている。

⑪ 『町触』②五五七。

⑫ 『町触』②六二七。

⑬ 『町触』②六七四。

⑭ 享保初年頃の成立と推定される。

⑮ 『町触』②九〇七。

⑯ 『町触』②一二七一。

⑰ 『町触』②一二九九。

⑱ 『町触』②一三八六。

⑲ 『町触』②一四一三。

⑳ 「番日記」は、この時期金融機関の借金銀が原因の出入、家出事件を多く書き留めている。

㉑ 町頭南町では、享保四年の町式目で「御公儀様御上納銀御為替拝借被致義、向後町内法度」としている(町頭南町文書・京都府立総合資料館蔵)。

㉒ 「番日記」は宝暦八年二月二十六日の宮川筋巷町目で起こった事件を記している。

㉓ 十八世紀初めから借屋賃の値上げをめぐる家主と借屋人の争論が発生してきたらしく、最初の契約通りとすべし、との触が再三出されている(『町触』①四九七、一二三一、一二四六など)。

二 諸会所設立の出願と町・町組の反対運動

——宝曆「新規願」一件——

宝曆十四（一七六四）年四月、下京の上良組では次のような申合せを行っている。^①

上良組連印一札

一 近年新規之義相願、或ハ会所相立其身分不相応之御冥加銀杯ヲ申上、其上色々諸中間ヲ相企、町々雖義ニ不相成候様ニ申上候得共自然与商売諸職人差支ニ相成、及騒動申候、願人在之候へハ御上ニ御取上ケ御苦勞被為成候、然ル上ハ町分裏借屋等ニ至迄、不寄何事ニ新規之義差支多有之候ニ付、願出中間敷旨先達而申合置候、惣而願出候儀ハ年寄五人組へ相届可申候、万一不相断何れ之町ハ願出候者有之候ハ、其町内開付次第急度願下ケ可為致候、若又違替之儀申候ハ、組町中相掛之、願之品ニより町義相背候段申立、其所立退キ御願可申上候、若組々之内願人等一所ニ馴合候年寄五人組候ハ、其組差除キ可申候、是又相慎可申候事

右之趣少も違背中間敷旨、組々年寄立会連印仍而如件

宝曆十四年申四月

連印次第不同

古京上良組中

他のいくつかの町組でも同時期同内容の申合せが確認でき、京都の全町組が町組毎に行ったものと思われる。この史料から、①この時期に会所・仲間立を企てる「新規之儀」の出願が頻発していること、②町・町組はそれに反対し、支配者の命令によるのではなく、独自に申合せを行っていること、がわかる。二つとも以前には無かった新たな動きであり、そしてこれは先に見た混乱状況をうけたものと考えられ、近世都市京都が大きな転換期を迎えていることを推測させる。以下この画期を具体的に明らかにするために、一節では「新規之儀」出願の内容、願い出た者及びその意義を、二節では町

・町組の反対の論理、意義を、三節では支配者側の対応を見ていきたい。

(1) 「新規願」について

近世において支配権力は、政策を常に一方的に実施したわけではなく、住民側の意向を受け入れる側面があった。支配意志の発現である法令にもそれがあらわれる。京都町中に対して出された町触の中には「願触」と分類される、住民の訴えによって出された触がある。表1にそれをまとめたが、十八世紀初頭までは、個人の利益の保護、仲間外営業の統制など、出願者の既得権の主張に対し町奉行所がそれを確認したものが中心である。しかし、享保末年ごろからそれとは異なる部類の願触が出るようになる。すなわち、従来の原則の確認ではなく現状を変更する政策の提案がなされ、町奉行所がそれを認可する旨告げるか、あるいは賛否を町々へ尋ねたものである。この提案こそがまさしく「新規之儀」であり、そしてそれは宝暦末年に集中し、町の側から「新規願」と総称されるようになる(表2参照)。その中で町側が特に強い拒絶反応を示したのが、借屋請会所、半季奉公人改会所、町夫火消人足請負の出願であった。この三つの出願内容を検討することで、「新規願」の一般的特徴を抽出することとする。

まず借屋請会所について。この出願は、確認できる限り享保十七(一七三二)年を初出として九度を救える(表2の2・8～11・13・15・19・53)。ここでは宝暦十(一七六〇)年四月に町へ下問されたものを中心に見る。

前年の宝暦九年七月に、出願書の内容についての町奉行所の問い質しに対する返答書^③が出されており、出願自体はこれに先立って行われたのだが、この返答書と町奉行所より出された町への尋書^④から知られる出願の内容は次の通りである。

①借屋人の請人に立ち、請印料として借屋人から請人に立った時及び五節句毎に一定額の金銭を徴収する。②困窮、病気の借屋人には、滞った借屋賃の弁済や、相応の合力を行う。③借屋人が名目銀・小貸会所銭を分不相応に借り受け、家主・町中が迷惑しているので、以後は借用時に請人の加判を必要とさせる。④家主が借屋の明け渡しを望んだ時には、ただ

表2 「新規願」一覽（年月日欄は、◎が認可された時、○が下問された時、△が出願された時、×が差戻し・差留となった時を示す）

No.	年月日	内容	出願人	下問	認可	出典
一	享保六(七三)二・	質屋仲間 行事定・隠シ質吟味	中京質屋共	○	惣質屋共不得心、第一新規事難申付	『町触』②六八
二	享保二(七三)二・	借屋請会所 十六ヶ所ニ請人定置、家明時請負、借屋賃滞の扱、借屋の斡旋、毎年表借屋より扨匁五分、裏借屋より七分五厘徴収		○		『町触』②六八喜
三	享保二(七三)五・	町夫火消人足請負 家並ニ五六丈宛、つるへなわ一ひろニ九丈宛、一ヶ年ニ井戸扨つニ四筋宛軒役売渡		○		『町触』②七七
四	享保二(七三)五・	銭小貸会所		○	貧窮指詰り候者くつろぎのため	『町触』②七七
五	享保九・	上納銀貸付会所	上長者町新町東へ入町 井口久左衛門	○		『町触』②七四
六	享保二(七三)二・	和糸改惣問屋			願人自分之勝手を存、世上之益ニ不相成候ニ付、不取上候	『町触』②七三
七	元文五(七四)二・	町夫火消人足請負 軒役ニ月六七錢宛		○		『町触』②三九
八	寛保一(七四)二・	借屋請会所 少々之世話料申受	高倉通松原上ル町 井筒屋喜左衛門			『番日記』
九	延享一(七四)二・	借屋請会所 少々之世話料申受				『番日記』
一〇	享保二(七四)一・	借屋請会所 家明時請負、貧窮人ハ難儀不致候様、判料ハ是迄致来メ勝手ニ成候様、是迄家請人ニ而済来候ものハ勝手次第			御役所メ差免候筋者難被成候事ニ候、然とも相対ニ而請判いたし候義差留候義ニ而も無之候得共、御役所メ不及御食着	『番日記』
一一	享保二(七四)六・		上納銀貸付会所			『番日記』

三△宝曆三(七五)二・九	植木仲間	一条千本西入丁祐十郎、聚楽當中町藤十郎、千本下立売上丁木工兵衛、七本松元誓願寺行当助五郎、東今小路丁清兵衛 加茂川筋南孫橋町、医師伊藤文治・大黒屋吉兵衛	新規之義ニ付取上難被成、願書御返	〔番日記〕 ③上四六
三〇宝曆四(七五)五	借屋請会所 宿料相立不申家管不仕候者 杯引請、困窮借屋人へ合力、是迄判料不出者へ是迄通、是迄家請渡世の者は家請人数へ加	他國登の醬油揚荷所	他國醬油引請候者へ尋、高直ニ成候由書付御返シ、不取上	〔番日記〕
二四×	借屋請会所	室町植木町上ル 万屋吉右衛門外式人	御取上難被成、下ニ而相對を以請ニ立候儀へ不及御頓着候旨被仰渡候	〔番日記〕
二五×	借屋請会所	四糸堀川東入町錢屋七郎兵衛 猪熊仏光寺下ル町家原源之丞 醒井仏光寺下ル町龍屋喜兵衛 一条室町東へ入町釜屋宇兵衛 東洞院高辻上ル町柏屋小八下塔之壇町万屋源兵衛	難被仰付、願書御戻不取メの願、殊新規之儀ニ付御取上無之	〔番日記〕 〔番日記〕
二六×	盜品吟味 町々吟味、年寄改、書付取	左官蝸蝓池田喜兵衛 大宮四条下ル町藤屋吉右衛門 猪熊仏光寺下ル町海老屋弥右衛門 一条室町東入町松屋九兵衛		〔番日記〕 町頭南町文書 〔番日記〕 町頭南町文書
二七×	茶屋旅籠屋奉公人改所			
二八〇	町夫火消人足請負 軒役月ニ五厘ツ、借屋請会所 借屋賃滞之扱ひ、困窮借屋人へ合力、家明時請負、借屋人の名目銀・小貸錢等借用時加判、新たな請人取替でなく以後相對之上、最初表借屋老及老分五厘、裏借屋七分六厘、五節句毎表借屋四分八厘、裏借屋三分を会所へ納入			
二九〇	町夫火消人足請負 無錢ニ而	日雇仲間八組		〔町蝕〕④六五
三〇×	髮結会所 手間取入口、年頭八朔勤度	海老屋仁右衛門此外七人	御取上無し	〔番日記〕

<p>五〇 ●</p>	<p>三〇 △</p>	<p>三〇 △</p>	<p>三〇 ○</p>	<p>三〇 ○</p>	<p>三〇 ○</p>	<p>三〇 ○</p>	<p>三〇 ○</p>
<p>建、橋銭徴収、冥加金毎年五百兩 町夫火消入足請負 火之見小屋建、惣念所一ヶ所、老野ニ毎年百文、老ケ年ニ四度町々井戸釣瓶繩懸替、代料ハ下立売夕上ハ繩老筋七分、下立売夕下ハ五分ツ、</p>	<p>東洞院松原下ル町 伏見屋源右衛門 大宮通松原上ル町 笹屋七右衛門 新町綾小路下ル町 大文字屋新五郎 御幸町大文字町 升屋六右衛門 二組大喜屋平兵衛 江戸駒込丸山新町 矢野利右衛門</p>	<p>借屋請会所 会所、町々へ印箋、目印ニ半季ニ表借屋老及五分、裏借屋八分、家明時会所へ引取、懸り合等引請埒明、困窮人、長病、親類無之者会所へ引請、施薬養生</p>	<p>金銭延商売会所</p>	<p>寄宿貸座敷改所 印札料銀七匁、毎月老軒ニ七分ツ、</p>	<p>旅籠屋煮売屋株引請貸付、五条橋永々掛直修復</p>	<p>金銀貸借口入渡世取メ</p>	<p>銭小貸会所 店借之者共銀子通用之為</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>善長寺町文書</p>	<p>柳八幡町文書</p>	<p>柳八幡町文書</p>	<p>『町触』④一四七</p>	<p>『町触』⑤一五六</p>	<p>『町触』⑤一五六</p>	<p>『町触』⑥一六六</p>	<p>『町触』⑥一三〇八</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	

ちに借屋人を家替させる。⑤この度新たに請人を一齐に取り替えるのではなく、以後宅替時に希望する借屋人と相對の上で行う。

①が出願の眼目であるが、少し補足すると、他の出願人に共通して、当時借屋人が請人に対し多額の請判料を払っている、という認識がある。そしてそれよりも低額で請け合う、とするのである。すなわち、借屋人にとっては請判料の減額につながり、家主にとっては借屋賃、借屋明け渡し等借屋人との間の種々の問題の解決者を得、町にとっては、困窮の原因の一つであった借屋人の金銀借り入れについて確実な保証人を得ることになるのであり、それゆえ公事訴訟も減少するため、「御上様之御苦勞も薄ク相成、町中家主借屋之衆中共御世話御難義等無之勝手宜」しくなる、と主張するのである。さて借屋請会所の出願は九回の事例のうち唯この一回だけ、実施に移される。宝曆十二年十二月二日には次のような触が出されている。⑥

西公

町々借屋之者共実之親類家持無之、家請人相立候もの無之借屋もの、相對之上極之印料を取家請ニ相立、尤目印を差出シ町々向寄ニ家請会所之もの共引請ニ而差配致候借屋請人差置、右引請之請状ニ候故、会所之者も致與印候儀、先達而願出差免置候、然ル処右差配之向寄之外内証ニ而印料を取家請いたし候ものも有之由ニ候、右躰之者有之候而者紛敷、取メリ不相成難義之段申出候間、以來印料を取無縁之者之家請印形いたし申間敷候
右之趣洛中洛外へ可相触者也

午十二月二日

西公事出ル

後半部分は会所が充分に機能していなかったことを示しており、後に少し触れることとするが、借屋請会所の出願は、①この時期に家持の親類縁者を持たぬ借屋人が増加し、彼らは請人を得るために高額の出費を余儀なくされている。②一

方、家主・町の側もこうした無縁の借屋人を掌握できぬゆえに困窮に陥っている、という現状認識を持って、会所機構によってこれに対応しようとするものであった、と言えよう。

宝暦十年時のものは四人の人間によって出願されたが、その代表者の池田喜兵衛は元禄十六（一七〇三）年に設置された左官職触頭^⑥の地位に在る者であった。なお、延享五（一七四八）年時の出願者は上納銀貸付会所であり、仲間・会所関係の者が出願者の中心を占めたものと思われる。

半季奉公人改会所は、町への下問という手続きを経ずに、突如宝暦十二年二月十七日に出願通り申し付けた旨の触が出された。^⑦半季出代わりの男女奉公人が「近年不埒之勤方いたし并給銀等先キ借致、病氣抔申立不奉公いたし、主人手支相成候事多有之ニ付」という理由で設立されたものである。会所が行うことの内容は、①洛中洛外五十ヶ所に奉公人の口入の者を置き、奉公人の不埒な勤方を統制する。②奉公人を雇用する場合には全て会所の下の口入の者を通すこととし、直接の交渉で雇うことは禁止する。奉公人も、口入の者へ頼んで奉公することとする。③奉公人の給銀のうちから一定額を口入料として徴収する、というものであった。半年単位で雇用関係を結ぶ流動性の高い奉公人を、雇用者や町の代わりに会所が統制しようとしたものである、と言えよう。

出願人は西陣笹屋五丁目平野屋十右衛門、越後屋徳兵衛の二名^⑧で、職業、階層等は不明だが、半季奉公人という短期雇用の非熟練労働者の需要が高く、それゆえ奉公人問題が十八世紀初頭より顕在化していた西陣地域の者であることは確認できる。

最後に町夫火消人足請負について。家屋敷が密に建ち並ぶ都市にあっては、消防は住民の生活維持のために最も基本的かつ重要な問題であった。町式目でも火の用心を厳しく求め、出火時には町内の者全員が出動し、消火にあたるべきことを定めている例が多い。また近火の場合でも町の人間が町夫火消人足として駆けつけることが、町奉行所からも求められていた。^⑨享保七（一七二二）年に都市全体の消防組織の整備が図られ、町毎に四人の人足を定め置き、梯子・水溜等の火消

道具を用意し、二町四方の火災について出動して町奉行所の与力の指揮の下消火作業にあたることとした。^⑩ 人足は町外の者を雇うことを認めず、家持を原則とし、無理な場合には手代・下人あるいは借屋人を出すべきこととした。^⑪

しかしこの制度は満足に機能せず、享保期以降、出火時の町夫火消人足の不参、不動、怠慢等を戒める触が度々出されている。^⑫ また、町奉行所による禁止にもかかわらず雇人に勤めさせていた町も多かった。^⑬ 町夫火消人足請負の出願人は、町に課せられたこの義務を、町々から一定額を徴収して、代わりに請け負おうとするものであった。具体的な仕法が知られるのは宝暦十四年四月時の二例(表2-49、50)であるが、両案とも京中に会所小屋を設置し、頑健な者を常置して消防業務にあたらせるとし、従来よりも「自ら火も早く相鎮り可申」^⑭と主張する。

以上三種の出願の分析から、「新規願」の特徴として次の点が指摘できよう。

まず、内容がいずれも従来町が主体的に果たしてきた機能と密接に関わっているということである。町は借屋請人を厳密にとり、借屋人の諸活動を掌握、統制した。奉公人も主人を通して町から統制を受ける存在であった。防火、消防は町内の者が自主的に果たすべき重要な課題であったことは言うまでもない。だが、経済の発展にともなう構成員の自立化、内部規制力の低下によって町ではこれらの機能を果たし得なくなりつつあり、その結果都市の混乱を招いていた。「新規願」の出願は、このような個別町では担えなくなった問題を、会所組織として代わりに請け負おうとするものであり、都市住民側から出された都市の復興策であった。そしてそれは、経済性の面でも機能性の面でも、従来に比し確実に能率的であり有効であったと思われるのである。

彼らは冥加金の上納を申し立てている場合がある点でも明らかな様に、会所設立によって利益を得んとしていることは違いない。しかし、自己の出願が都市住民全ての利益になるとする主張、すなわち公的な事業である事を意識していること、そして都市秩序の回復のため、町を一元的単位とする従来の構造を否定し、会所機構を併用した新たな都市構造の構築につながる提案をしていること、これらは「都市住民の自治」を考える上で大変大きな意義を有したと言わねばなら

ない。

さらに、彼らの提案した会所機構は、都市全体を単位とするものであった。これは、町の論理の限界性―排他性が強く、町外との関係を考慮し得ない―をつき破り、都市全体に視野を拡大したことを意味し、都市住民の意識にとって画期的なものと言えるであろう。

このような視野の広域性と、出願人の多くが十八世紀初頭以降次々に成立してきた職種共同体―仲間に関係する人間であったこととは、むしろ無関係ではない。個別町単位ではなく、会所という都市全体を覆う機構を造ること、個別人格的結合によるのではなく、経済的効率的に事を行うこと、これらはいずれも地縁共同体の町の論理から出るものではなく、まさしく仲間の論理にはかならない。「新規願」の意義は、町の機能低下によって起こった都市の混乱を、町の論理に代わって仲間の論理によって、そして支配者ではなく住民の側が、解決しようとしたところにあった。

(2) 町・町組の反対運動

「新規願」が都市秩序の回復策として大きな意義を持っていたにもかかわらず、町・町組は強い反対の意を表した。町奉行所からの賛否の尋ねに対する町の返答より見ていこう。

町夫火消人足請負願について、宝暦九年六月時の場合、下京の町組の一つ上良組では当町廻り番で勤める代表町)の役行者町が、町夫火消人足は「常々相定無油断当番相勤来り候へハ、差而水歩役相勤候物入等無之」、それゆえ新たな出費を招くことは困る、と反対書を上申している。続いて宝暦十年時の日雇八組よりの出願に対しても反対したが、翌十一年十月に町々の代表者が町奉行所へ召し出され、「差支之謂返答申上候様」と申し渡された。そのため町内の者へ再度申し聞かせたが、「元来愚案之者ニ御座候得者、只不得心と斗申之、何共押而難申」とし、この時は日雇八組が町には負担を掛けずに行うとただけに経済的問題を唱えられず、反対理由を明示できない。そして、「何共同敷之儀斗御返答申上候義

甚恐多奉存」が、「是迄之通ニ而為差置被下候者組内一統難有可奉存候」と、旧慣の維持をただ嘆願するのみであった。^⑩

宝曆十年時の借屋請会所の出願については、五月に町代・雑色の持場別に代表者が町奉行所へ召し出されて返答を求められ、反対の意を伝えている。^⑪しかし、八月二十三日に再び召し出され、「唯何となしニ是迄之通致度と申斗之儀ニ而者御役所之吟味難詰候」とされ、詳しく反対理由を記して再返答するよう命じられた。^⑫上長組では九月二日に、借屋人と家持層と反対理由を書き分けて、返答書を提出している。^⑬借屋人の主張として書かれたものは、請人はこれまで「親類縁者主人傍輩其外年来馴染之者共請印形相頼申候故、印料等出シ申儀者無之」(「それゆえ会所の者に印料を出すようになっては「纒之渡世を送り候者共臨時之失墜難儀仕」というものであった。

しかし、この時の出願内容を思い起こそう。会所は、家持の親類縁者のいない借屋人を対象とし、しかも希望する借屋人との相対の上で立つというものであり、請人に不自由しない借屋人を拘束するものではなかったはずである。右の借屋人の返答は会所設立に対する正当な反対理由にはなっていない。この点、借屋人達が出願内容を充分承知し、自らの判断でこのような見解を示したのか、疑いが持たれる。

一方家持の方の主張は、「前々町内へ借屋之請状請人方取置候儀者、御法度之宗門又者武士之浪人ニ而も無御座、先祖我等能存知候故請人ニ相立候与申候義取置之候所、右願人之儀者借り主意内并先祖之義も不存引請被申候義、末々差支ニ可相成哉と嘆ケ敷奉存」と、借屋請の制度自体の問題としてとらえており、より真の反対理由に近いと思われる。つまりこの制度の本質は、借屋人と人格的つながりのある者が借屋人について町に對し保証する所にあり、会所立によって、心の内や先祖については知らぬ者によって請けられた借屋人が来住する様になっては町に混乱を招くことになる、とするのである。

出願人が制度の改革が町のためにもなるとするのに対し、町の側はその主張の前提である「町の変容」をあくまで否認し、従来通りの原則を堅持しようとしている、と言える。

さて、町々の反対にもかかわらず借屋請会所は実施に移され、また半季奉公人改会所も設置を告げた触が宝暦十二年二月十七日に出される。その四日後、下京の古町の町組が一体となり「下京八組」として次のような願書を東町奉行所へ提出した。

乍恐奉願口上書

下京八組年寄共

一 私共下京八組年寄共ニ而御座候、是迄下京中御訴訟申上候節者右八組之者共奉願候ニ付、乍恐奉言上候儀、近来新規之事共御願申上候者御座候ニ付、町々之者共差間無之哉与御憐愍之上御尋被為遊被下、難有奉存候、依之差支有無之御返答申上候儀ニ付、町々之者共相談仕候処、愚痴之者共ニ御座候得者行末之儀如何と奉存、区々ニ而相談及敷度、差当り渡世之妨ニ相成難儀迷惑仕候、何分新規之儀者多ク差障り相成候処、願人之者町分之ためニも相成候様御願申上候得共、少も町々之勝手ニ者相成不申却而困窮之基ニ罷成、甚嘆ケ敷奉存候、何卒諸事先々之通ニ被為差置被下候ハ、广大之御慈悲と八組町々之者者不及申上、

下京中一統ニ難有可奉存候、以上

宝暦拾二年ノ二月廿一日

八組中連印

下問に應じての反対の意志表示にとどまらず、町・町組が主体的、積極的に「新規願」の反対運動を、京都の全町組をまきこんで展開し始めたのである。右の願書では「新規願」は全て町にとって有害無益なものであり、そのために再三寄合を催すのでは「渡世之妨」となるので、出願を受理しない様、訴えているのである。

町奉行所は二月二十九日に五ヶ条にわたる書付を下し、願書の趣意を問い質した。

① 前々から新規願があった時には、常に審議してきた。受理せぬ様願うのはなぜか。② 新規願については、関係者に申し聞かせ、差し障りがあれば申し付けていない。無理に申し付けた例が過去にあったか。③ 度々の寄合で隙取、物入だと言いが、町限りで糾せばすぐにわかることである。それを大業に申し立てるとは何事か。④（真加金等）奉行所側の益の有無にかかわらず、願書はいずれも一通り吟味をするものである。それを、受理しないよう願うとは、先例のあることなの

か。⑤新規願は、吟味の上差障りがあれば願を差し戻している。差障りのある願を申し付けた先例があるのか。

このように、ほとんど叱責にも似た調子で返答を迫った。だが、借屋請会所は多くの町々が差障りがある、としたにもかかわらず、また半季奉公人改会所は、町々への下問がないまま申し付けられたのであった。五ヶ条の書付には、町奉行所の「新規願」に対する好意的姿勢が示されていると思われる。

町・町組側は、ここに到って要求が容易には通らぬ状況を認識し、まず町組内の結束を図る。下京の上良組では、三月初めに「下古京上良組町一紙連印」として、「太切成御願ニ御座候得者、縦日数相重り候而も御聞届被為成下候迄御願申上度」と、強い決意で申合せを行っている。② 運動が町寄合による出費増大という些細な問題によるのではなく、町・町組にとって絶対に譲れない根本的問題による、と自覚されていたことは明らかである。

それと同時に、新町の町組に対し初めて、今度の出訴を行ったこと及びその内容を伝え、「新規願」を町中から出さぬ様、申合せの案文を送り、町単位で申合せた。③

その上で先の五ヶ条に対する返答書を三月十五日に差し出した。④ しかし、尋問について一々答えることは「愚案之我々共ニ而御座候へ、乍恐御赦免」下さるようになり、と依然反対の理由を明確にしないのではあるが、「何卒御慈悲之上、前々御触書頂戴仕候御儀御座候へ、御憐愍を以町々末々迄無難ニ渡世相統キ仕候様ニ、如何様とも被為仰付被下候ハハ難有リ可奉存」とし、「前々御触書」とはどの触を指すのか問われたのに対し、六つの触を挙げてゐる。⑤ 単なる旧慣維持の嘆願から、支配者によって過去に出された触を根拠として「新規願」を封じようとしている所に、運動の進歩を認めることができよう。さて、六つの触書は内容的に三つに分けられる。一つは、所司代牧野親成によって出された朱座、銀座以外の座立を禁止した触に代表される、座・仲間立を統制した触であり、二つに不法・無筋の出願の禁制、三つに触書をその出された時ばかりでなく、年月を経てもその主旨を忘れず遵守するように、としたものであった。

町奉行所としては過去の触の効力を否定し得ない以上、譲歩せざるを得なかった。閏四月に願書は差し戻したものの、

「向後新規願等申出候ハム、年寄五人組へ相届候様、町々江年寄五人組より可申聞置候」と申し渡し、町による「新規願」の規制を認めている。

しかし町奉行所は会所自体を否定したわけではない。六月には、恐らく町側の抵抗によって十分に機能してはいなかった半季奉公人改会所について、会所仕法の遵守を申し渡し、さらに会所の奉公人口入の者を町々へ派遣し奉公人を改めること、口入を通していない奉公人はその時申告すべきことを命じている。

これも町々にとって容認できることではなかった。翌七月に下古京八組は連印で再び出訴し、これまで奉公人は主人と直々の交渉で雇われており、会所が設けられ口入料を支払うのは困窮の元であり、取り止めて欲しい旨訴えた。経済的負担の増大という一般的な反対理由を挙げているに過ぎないが、会所設立後既に四ヶ月たっており、焦点は、会所の者の町々への巡回にあったことは間違いない。この訴状は出願人の平野屋重右衛門、薩摩屋幸次郎に伝えられ、兩名は町奉行所に会所仕法について返答を行う。それをうけて町奉行所は、上下京古町総代合わせて四名の者を呼び出し右の返答書を見せ、かつ「奉公人改ニ相廻候儀者御権威ケ間敷儀仕間敷」と特に申し渡した事を伝え、それならば支障は無いか、と即答を迫る。総代達は、町の者と相談したいとしながらも、「右返答書之趣ニ而至後年候迄も相替候儀無御座候得者、差支無之候様奉存」と答え、会所の存在、口入の者の町々の奉公人改を容認しようとしている。つまり、町側の主要な関心は、会所によって取り立てられる口入料ではなく、会所の者の「御権威ケ間敷儀」にあったと思われるのである。

ここに、町の「新規願」に反対する真の理由が示されている。先に六つの触、特に座・仲間立の統制の触を提示したとと合わせ考えるならば、町は、都市住民の手によって造られた組織機構によって「権威ケ間敷」統制されること、つまり町奉行所と住民との間に、地縁的組織のほかに会所機構が介入し、新たに二元的な構造をとることに対し、強い抵抗を示したのである。牧野親成の触を反対の根拠として挙げていることに象徴されるように、町・町組の反対運動は町を基礎とする都市構造への復帰運動という意味を持っていたと思われるのである。

町々は、町奉行所への訴願を行う一方で、設立されていた会所を形骸化させるべく、会所外での借屋請專業者、奉公人口入人の利用、という形の抵抗を示した。このような会所機構は、特殊な技能を持つものではないだけに營業の独占は困難であり、住民の賛意が無ければ十分に機能し得ないものであった。

こうした町・町組の反対、抵抗のために、町奉行所は宝曆十四年一月七日、半季奉公人改会所の差留を余儀なくされる。③
続いて二月二日には、持寄銀改会所、宿屋貸座敷改所、京大津茶屋旅籠屋女奉公人口入肝煎改所、名目銀口入改会所が一齐に差留られ、また二月中に十四件の出願が「新規願之義ニ付、御取上難被成」との理由で、差し戻された。④
町奉行所の「新規願」認可＝会所設立政策は、一定の後退を示した。

さて、同年三月十五日、江戸より勘定吟味役の伊奈半左衛門忠宥が上京し、この騒動は新たな段階を迎えた。伊奈は三月十八日に、京中全町より、都市混乱の要因の一つであった役所銀の借入れ高を書き上げて提出する様に命じた。翌日書付を持参した上良組の当町鯉山町の年寄井筒屋勘兵衛は、伊奈配下の勘定組頭大原彦四郎より次のように申し渡される。⑤

一 京都近來町々之者共困窮仕居候由、於江戸表御沙汰有之ニ付、別而京都古町町人共者格別ニ思召、先達而御役所江御願申上候趣
茂御承知有之ニ付、何卒古來之通繁榮に相成候様にとの思召在之ニ付、町々江右之趣相違候様ニ被仰付候

この時同時に「京都繁昌之筋」があれば遠慮無く申し出るようにとも申し渡された。伊奈は、京都の近年の混乱状況、宝曆十二年に古町町組が「新規願」に反対し出訴したことを承知しており、そして京都復興のための方策を練ることが上京の重要な目的の一つであったのである。役所銀借入れ高の調査は金融面での手始めであった、と言えよう。⑥

三月二十七日には、井筒屋勘兵衛他二名の下京八組の代表者が伊奈の旅宿へ召し出され、①現在京都で難儀となっていること、②とりわけ古來とは異なり、由緒あることが衰えたこと、③町奉行所では気が付かない難儀なこと、④について上申書を出す様命じられる。④
下古京八組では寄合を重ねた上、四月三日に町組毎に返答書上げる。現在そのうち川西九町組、上良組、三町組の三つのものが確認できるが、内容は類似しており、ほぼ次の三点にまとめられる。①諸会所金銀、

名目金銀の貸付の制限、禁止。②「新規願」の差留、差戻。③年頭拜礼献上物代・給銀の割賦方等についての町代の増長の規制。

③の中間支配者町代増長の訴えは、後に町組と町代との全面的な対立（文政町代改儀一件）につながっていくのであるが、他は、町では把握できない金銀貸付と共に、いまだ残っている「新規願」を難儀の原因、としているのである。

これに前後して、町奉行所は三月晦日に、町にとって懸案の借屋請会所を差留め（町にその旨が触れられるのは四月七日）、同時に五件の「新規願」を差留めた。

しかし、伊奈が京都繁栄策の上申を命じたことによって「新規願」がまた増加することとなった。宝暦十二年の町中申合せにもかかわらず、あるいは町の年寄を通さずに、あるいは町の統制の弱い新町より出願する者がいたのである。そこで下京の古町は、願事は全て年寄・五人組を通すこと、「新規願」を行わないこと、という申合せを改めて行い（これが章の冒頭に掲げた史料である）、かつ新町の町組に対し、既に新町内の人間から出されていた「新規願」の願い下げを働きかける一方、古町のものと同じ申合せ書を、十二年時には各町で取り置いたのだが、今度は下古京八組を宛先として提出させた。④その上で下古京八組は五月にまた出訴し、「新規願」は年寄加判が無ければ取り上げないよう願う。町奉行所は五月二十八日に、いまだ検討中であった町夫火消人足請負願を差し戻すこと、及び右の趣旨を聞き届けることを申し渡し、同日次の触を発した。⑤これによって二年余にわたる騒動に決着がつけられた。

口触

「近来諸願等町之もの無加印願出猥成儀ニ候、向後諸願筋不依何事年寄五人組加印いたし可願出候、併差掛候事、或者其居町之もの相手取候儀者格別ニ候間、其通可相心得旨、洛中洛外江可申触もの也

申五月廿八日

こうして町は、会所設立政策を撤回させることに成功し、再び都市において一元的に秩序を担う集団として位置付けら

れた。これが、運動の達成したものである。

さて、この運動を評価するためには、これが古町によって主導されたという意味、すなわち、古町は都市住民全体の利益代弁者であったのか、言い換えれば「新規願」出願人は全町、全住民に対立するものであったのか、が検討されねばならないであろう。

借屋請会所をまず例にとろう。宝暦十年時の出願人の代表池田屋喜兵衛は、町奉行所からの出願内容についての尋問に対する返答書の中で「手前共家請之義者得心之町々江相談いたし候処、書付之趣とも被致承知候而、御願申上候通御免之上者、相頼申度由ニ御座候得心之町々凡三百町斗も御座候、右之町々者知人有之右之通内談仕候、外々町々は知人無御座候故未得相談不仕候事」と述べている。借屋請会所を町にとって有益と認め、設立されたならば利用したいとする町が少なくとも三百町はある、とするのである。町奉行所の下問に対する返答の中で賛意を表する町もあった。再返答を命じられた後の町々よりの返答の集計が町代の手によってなされたが、それには、洛中千五百七十六町のうち、条件付きながら賛成する町が百七十七町あったことが記されている。^①

町夫火消人足請負については、宝暦十三年二月の触の冒頭には「先達而も相尋候処過半者得心いたし、残不得心之町々も有之候洛中洛外町夫請負火役之儀」とある。

右のように「新規願」に対して京中の全町が反対の意を表したのではないのである。では、町内ではどうか。

宝暦十年時の借屋請会所について、最初に町々へ下問が行われた際、下京上良組の古町三条衣棚町では、五月二十八日付で「借屋中」十名が「年寄町中」に宛て、請人は「是迄知音縁者相頼来候故、何之差支も無之相済来候間、是迄之通ニ被為差置被下候様ニ御願被下候ハ、忝可奉存候」とする文書を出している。^②しかし、町奉行所側の記録によれば、これより六日遡る五月二十二日に、三条衣棚町の属する上良組の返答は終了しているのである。ならば、なぜこの様な文書が存在するのであるか。これは、借屋中の自発的意志に基づいて差し出されたものではなく、町役人一家持層によって書か

されたものであり、借屋人の請書的な性格を持つ、と考える。^⑧

無論、下京の中でも最も格式の高い町の一つに居住する彼らは、実際に知音縁者を持ち、会所を不要としたかもしれない。しかし、都市全体の中では、既に借屋請を専業とする者が確実に存在し、^⑨そして彼らに金銭を払って借屋請を頼まねばならぬ、それゆえ会所設立を益とする借屋人も、いた。借屋人にとってのメリットは、経済的問題ばかりではない。借屋請の制度は、借屋人を人格的關係によって町の下層に位置付けるものであった。会所の設立はこの制度を変質させ、経済的に上昇した一部の借屋人にとっては桎梏と化していた町の拘束からの解放につながるものでもあった。

このように「新規願」に賛意を持つ町、住民はいた。そしてそれは、町の格式の上では古町・親町に対し新町・枝町であり、^⑩住民階層から言えば家持に対する借屋人であった。「新規願」の「新規」は、単に過去には無かった、という意味のみではなく、古格（古町・親町、家持）に対する新規（新町・枝町、借屋人）という意味を含み、出願人はその利益代弁者としての側面をも持ったのである。^⑪

運動を主導した古町は、「新規願」の受容をめぐって町と町との間、及び町内にも存在した古格と新規の対立を、町組レベルでは新町の町組から、町内では借屋人から請書を取る、という形で、古格の論理によって統一しようとした。なぜならば、「新規願」が都市全体の益を掲げる以上、町奉行所に対し古町代表者が自らを「京中一体」、「上下京古町、新町共」、「家持借屋共」の代表者として位置付けられるか否かは、運動の成否の鍵となっていたからである。つまりこの反対運動は、会所に対する町の自治の勝利という意味を持ちつつも、新町、枝町、借屋人など従来低位に位置付けられていた者の意向を一定程度反映し、差別構造の弱体化にもつながるといふ先進性を持った「新規願」を、古格の論理で封殺せんとした、「反動的側面をも有したのである」。

では、この運動は旧来の体制への復帰という意義を持つのみで、新たなものは何も生み出さなかったのだろうか。決してそうではない。古町の主導という形をとったにせよ、町組の独自性を乗り越え、上京と下京も連動し、申合せ書という

消極的形ながら新町をも含んだ京中全町が共動した運動は、過去には無かったことであつた。これは、都市を単位とする会所の論理に対するために不可欠な条件であつたのだが、ここで、町・町組側も都市全体への視野を獲得したのである。運動の到達点として、訴願は全て町役人を通し、「新規願」を行わない、という申合せを全町で行い、出願時の町役人加印を命じた触を出させることで実質を深めることに成功したが、これは住民の手によって「都市法」を作成し得たわけであり、意義深いものがある。

町組織に目を向ければ、儀礼的まとまりに過ぎなくなつていた町組の再生、とすることも可能だろう。しかしそれは中世に連続する町組とは組織形成の契機も異なり、また内部結合のあり方も、新町も運動に加わつた点に見られる如く、差別構造がより弱まつていくような形の再編であつた。個々の町組も、町組の連合を生み出す中で個別のまとまりを相対的に弱めていく。形骸化しつつもなお組織として残存していた町組は運動の枠組として利用されたが、運動が都市全体を意識して展開されたがゆえに、そのもともとの組織原理は後退し、それとは別の新たなものを築き上げることになつたのである。

(3) 支配政策の転換

町奉行所は「新規願」を認可する強い意志を持つて、町々に賛否を問うた。このこと自体、既に支配政策が変化していることを示している。「新規之儀」を行わないこと―先例の遵守は、支配者と都市住民との間の、いわば合意事項であつた。事実、これ以前のいくつかの「新規願」は、町奉行所内での審議で「新規之儀故不申付」という形で処理されてきたのである(表2)。また、「新規願」の認可、つまり会所を設立することは、町を一元的単位とする体制からの転換を意味する。この転換はなぜ起こつたか。

この時期は研究史上幕藩権力の都市政策が変わつた時期として知られ、株仲間の結成を勧め、商業資本との結託を図つ

た、とされる。「新規願」出願人の中にも冥加金上納を言い立てる者がいたが、町奉行所が「新規願」認可の意欲を示した理由はこの点に求められるのであろうか。

町夫火消人足請負の例で見よう。宝暦十年の日雇八組の出願について、町奉行所は町々へ下問するに先立って十月十八日に町の火消道具の整備状況を調査した。その結果は、火消人足役を免除されていた若干の町を除いた洛中洛外千八百二十八町のうち、指定された通り全て揃えていた町はわずか十五を数えるのみであった^⑤。これをうけて翌十九日町々へ下問するが、その返答はやはり反対であったため、翌月再び下問した。この時には、先の調査の結果火消道具は「三丁町ならては無之」という状態であり、再三の触れ渡しを守っていないことを咎めて、「此上急度申渡候迎も、右之躰之義候得者非常手当之儀甚無覚束候ニ付、軒役少々宛之出銀を以、可相勤者を探ミ請負申付候而も、右之通再応之触書等閑ニ致置候上者町々申分有之間舗事ニ候得共、万一差支之儀有之候哉、存念可申聞候」としている^⑥。消防制度の改編に強い意欲を見せられているが、それは現状では出火時の消火作業が「甚無覚束」いたためであり、それが町の怠慢に起因する以上、町の側も受け入れるべきである、とするのである。

しかし、会所設立政策の後退を余儀なくされた宝暦十四年二月には、改めて火消道具が「三町ならてハ不相揃」という状態であったことを「急度叱り申渡」として、その上で「先年申渡候通、火役道具用意致置候而、出火ノ節年寄五人組ノ内耆人宛付添可罷出候」と命じ、洛中洛外の行事町（当町）より請書を出させている^⑦。町を基礎とする消防体制を整備・強化する政策へ再び戻っていることが確認できる。

町奉行所が「新規願」を認可しようとしたのは、冥加金収入のためではなく、それは副次的なものに過ぎず、主要には、やはり都市機能の復興という課題に應えるためであった。それゆえ、町・町組の反対運動の成否は、一にその課題を担いうる町奉行所に認識させるまでに結束を固められるか否かにかかっていたのである。

町奉行所にとって、都市復興の手立てとして、二つの選択肢があった。一つは出願された会所機構を認可することによ

るものであり、もう一つは町が再生されることによるものである。どちらにせよ都市住民側の主体的な動きに拠っており、町奉行所が独自に、能動的に政策を提示してはいない。これが、この段階の支配の質の大きな特徴である。

さて、町・町組の反対によって会所設立による都市復興というコースは閉ざされた。しかし、都市の混乱は町の共同体規制の弛緩のみが原因ではなく、より本質的には仲間組織の増加や、金融諸機関の発達に見られる如くの都市の経済の進展に、それまでの個別の町を基礎とし、内部に差別構造を含んだ体制が適応しなくなってきたことに起因していた。ゆえにそれは、町・町組側がなんらかの広域的な組織機構を新たに作り得ぬ限り（つまり「新規願」の論理を取り込めない限り）、解決されぬものであった。

町・町組の運動は、「新規願」の論理への対抗の中で、結果的に都市全体を覆う枠組は形成した。が、それが現実に進行しつつあった町の変容を否認し、旧来の体制への復帰運動という形をとったがゆえに、右の課題には応えられないという限界性を持っていた。

町奉行所は、やがて都市の復興のために今度は独自の積極的対応を迫られる。そこでもう一度、支配政策が転換されるのである。

- ① 三条衣棚町文書（衣棚町所蔵）。
- ② 上良組の他に、下京では仲十町組（小結棚町文書）、異組（久板家文書）、南良組（櫻頭屋町文書）、上京の上西陣組（花車町文書）で確認できる。町組毎で若干文言は異なるが、内容は同一である。なお、これ以前に宝暦十二年にも同様の申合せが行われたが、その時のものを含めれば、下京の川西十六町組（太子山町文書）、上京の聚楽組内の小組、堀川十六町組（聚楽教育会所蔵文書）でも確認できる。
- ③ 町頭南町文書。
- ④ 「番日記」。
- ⑤ 『町触』④―八〇五。
- ⑥ 『町触』①―三七二。
- ⑦ 『町触』④―六一七。
- ⑧ 後には越後屋徳兵衛に代わって薩摩屋幸次郎が出願人になってゐる。
- ⑨ 『町触』①―二〇ほか。
- ⑩ 『町触』①―二三四、一二五四、一二五七。
- ⑪ 『町触』①―三三五。
- ⑫ 『町触』①―一四七九、一四九四、②―一五八一、一四一六、③―四

- 九〇ほか。
- 13 秋山園三前掲書。
- 14 善長寺町文書。
- 15 町頭南町文書。
- 16 三条衣棚町文書。
- 17 「番日記」。
- 18 町頭南町文書。
- 19 三条衣棚町文書。
- 20 太子山町文書。
- 21 この史料の前書には「此度上下京一統ニ願有之候ニ付」とあり、また上京の町組文書である「親町要用亀鑑録」（『日本都市生活史料集成』一、三都篇1学習研究社、一九七七年所収）にも「新規願」に反対して出訴した記事が見られることから、上京の町組は下京とは別に同内容の願書を上申したものである。なお、この段階では古町、親町のみ運動である。
- 22 太子山町文書。
- 23 町頭南町文書。
- 24 下京巽組の例では「新規之願事被相企候仁者当組内町々ニ差置申間敷」と、町組からの追放をもって「新規願」を規制している（久板家文書）。なお、古町においてもこの申合せは行われた。
- 25 久板家文書。
- 26 一つは、一章で触れた万治二年七月二十三日に出されたもの。残りの五つは『町触』所収の以下の触にあたる。①—九〇〇、一六九八、③—九七六、一〇四六、一一八〇。
- 27 久板家文書。
- 28 『町触』④—一六九〇。
- 29 久板家文書。
- 30 口入料を払うのは奉公人であり、町の構成員（雇い主）ではないことに注意したい。
- 31 内容は不明だが、他の史料から、主人と奉公人との相対での雇用については干渉しない、とする仕法替かと推測する。
- 32 三条衣棚町文書。
- 33 『町触』④—一〇三二。
- 34 『町触』④—一〇四五、一〇四六、一〇四七、一〇五一。
- 35 「番日記」。
- 36 『町触』④—一〇七九。
- 37 町頭南町文書。
- 38 伊奈の上方巡覧は新田開発のためであったとされるが、中井信彦氏が、これを機に大坂では株仲間の設立が本格化した、と指摘されているように、『転換期幕藩制の研究』端書房、一九七一年、都市政策も重要な目的のひとつであった。
- 39 役所銀については、五月十七日に借入高の一割四分の返済が命じられ、『町触』④—一三三五、七月には残額を三十年賦とすることが触れられた（『町触』④—一五八）。ただし、天明大火後には残高の上納が免除される（『町触』⑥—一六六三）。
- 40 善長寺町文書。
- 41 右同。
- 42 『町触』④—一一一〇。
- 43 「番日記」。
- 44 上良組では、組内の新町の間から出されていた二件の「新規願」を願い下げにさせている（柳八幡町文書）。
- 45 久板家文書、柳八幡町文書。なお、下京上良組の古町、三条衣棚町には、新町から出させた申合せ書の案文が遺されている（三条衣棚町文書）。

⑭ 久板家文書。

⑮ 右同。

⑯ 『町触』④—二四五。

⑰ 町頭南町文書。

⑱ 『番日記』。

⑲ 「此以後望候もの願人相頼可申候、乍然以來右願人ニ限り候儀并出銀増候儀無之候得者差梅無之申候」とする町が百四十八町、「町より好候通一札指越候へ、右願人ニ家請為相頼可申候」とする町が二十九町あった。池田晋兵衛の主張する三百町に比べて少ないが、この返答が町組毎に行われ、新町の意向は古町を通して伝えられたことを考えるならば、この数字を過小評価できない。

⑳ 『町触』④—八五八。

㉑ 三条衣棚町文書。

㉒ 『番日記』。

㉓ 借屋人を拘束する制度ではない以上、借屋人が積極的に反対する理由はないことは先に述べた通りである。

㉔ 宝暦四年時の借屋請会所出願の仕法書には、現に借屋請を渡世にしている者の処遇について記している(表2)。また、やや年代は下がるが、明和六(一七六九)年には下京の燈籠町に居住した近江屋善左

衛門が「数多之家請ニ相立、度々難決出来いたし、御町中江御世話」を懸けたため、来月限りにて借屋請渡世をやめる旨の一札を町中に対し出している(燈籠町文書)。

㉕ こうした町にあっては、現実には「町の変容」が進行していた、と考える。

㉖ 「新規願」の出願人の居住町は、一、二の例外を除き、全て新町、枝町である。

㉗ 他の願触とは異なり、内容が支配者と住民との恒久的原則である点、住民側の申合せが前提としてあり、支配者の触と合わさって、触単独の場合とは異なる効力(「新規願」の封じ込め)を発する点で、高く評価できる。

㉘ 秋山氏が前掲書中で紹介されている「六組四朔寄会掟書」(寛文八年)には「下古京八朔寄会之趣意者(中略)従往古連綿相勤来候所、其以前暫及中絶、宝暦年中再興(後略)」とある。

㉙ 中世以来の町組が軍事的、政治的契機によったのに対し、「再生」された町組は社会的、生活的側面が濃い。

㉚ 『番日記』。

㉛ 町頭南町文書。

㉜ 『町触』④—一〇四四。

三 都市社会の形成と支配の深化

本章では「新規願」反対運動を経た後の都市構造について検討する。

「新規願」反対運動は町の変容を否定し、旧慣の維持を主張して展開されたが、それを主導した古町も急速に変容を遂げていった。借屋人の位置を中心にみてみよう。町は借屋人が来住する度に本人と請人とが連署した借屋請状をとり、保

存しておくが、その請状に記された請人の名前に注目すると、十八世紀後半頃から特定の人物が頻出するようになる。この請人はその町には居住せず、また複数の町に名前を見せる者も多く、借屋人とは個別の關係を持たず、請印料を取って請人に立つ者＝借屋請專業者であることは明らかである。請人を借屋人の親類縁者からとることは町内の円滑な人間關係を保つために不可欠な手続きであり、借屋請會所に反対する論理として古町によって主張されたのであるが、その古町においても專業者を請人とする借屋人が来住するようになっていた^①。

借屋人と家主・町との關係も変化する。十八世紀末には借屋賃支払いの保証として「敷金」を借屋人より取る制度が生まれていたことが確認でき、これは一面では負担増大ではあるが、借屋人自身の保証能力が上昇していると評価しうる。また、町政においても借屋人の地位の上昇が認められることが報告されている^③。

この間の変化は、借屋人の位置の変化にとどまるものではない。借屋請專業者以外にも、本来町が行ってきたことについて、それを代替する人間、機關が出現してくる^④。こうして家持も含めて町構成員の町からの自立化が進み、町内の結合形態は、人格的關係からより経済的なものになり、個別町の中で統制、保護されていた住民は、都市という場によってもその存在が保証されるようになった。

町内の差別性、内部拘束性の低下、およびその一方での都市的な機關の出現によって、都市構造は、個別町の独自性を基礎とする分断的、細分的なものから、より統一的、都市一円的なものへと変化した。ここに到って住民生活の上でも都市全体が重要な意味を持つようになる。住民にとつての「都市社会」が成立するのである。

その前提に町の変容があることは再三述べてきた通りであるが、町は、構成員個々の自律・平等を原則とする生活共同体へと傾斜しながらも、なお前代の町の特質を留めていた。町への来住時に個別の契約のみでなく町に対し保証しなければならぬ制度は存続していたし、町政への参加にも、依然家持と借屋人との間には区別がつけられていた。こうした關係は近世を通じて解消されず、近代へと引き継がれるのである。

次に町組について見たい。天明八（二七八）年の大火後、町奉行所は都市住民の恒常的な救恤機関としての田米制度を生むが、この管理運営は、京中の年寄十二名が年番（靱年番）で勤めることとされた。その十二名の選出法は、上中下京の古町より三名、新町より三名、洛外町続町より四名、東西の本願寺寺内より各一名、とすることが命じられた。^⑤ 町組の連合は上京と下京の二つを基本とするにもかかわらず、ここでは「中京」というまとまりが見え、また古町と新町と共に三名づつ、平等な立場で代表が出ていることが注目される。従来の町組の複雑な地域構成や、格式による区別にとらわれぬ、平等性に基づいた地域的結合が強まっていることがうかがえる。^⑦

「大仲」は、町組が文政元（二八一）年に中間支配者の町代と格式をめぐる争い（文政町代改儀一件）、それに勝利した後、町組の自治最高機関として形成されたものであるが、この組織のおもな役職は、大工仲間の代表を始めとする、諸仲間関係者が就いたとされている。^⑧ 大仲が、組織原理としては地縁共同体である町・町組の連合組織であるにもかかわらず、町の代表ではなく、職種の組織の代表がこの連合体を支えたのである。町組の連合体は、個別町組の独自性や格式による区別を持つ地域共同体としての性格を著しく弱め、仲間関係者を代表として見られる如く「機構」としての意味合いを強める。会所設立に反対した町・町組が、会所に類似した機構へと自己転化を遂げたのである。^⑩

以上のような都市構造の変化にもなつて、町奉行所の支配のあり方も変化する。これ以前は都市住民の諸集団に依拠し、都市の公的機能を担わせ、住民個々は集団を通じて間接的に掌握していたのに対し、以後、町奉行所が直接関与する領域が拡大し、町を基礎としつつも町の中へも支配を及ぼし、住民を個別に把握するようになつていく。

京中の消防業務を、町が独自に行うか、町の出費によって会所組織が行うかは、宝暦期の騒動時の焦点の一つであった。町・町組側の勝利の結果、改めて町にその責が命じられ、また町も結束を固め、火消道具も規定通り用意した。しかし、町の変容が現実に行進している以上所詮こうした体制は持続せず、再び町を基礎にした消防制度の非実効性、非能率性が問題となるようになった。安永八（二七七）年十一月、町奉行所は今度は一方的に町夫火消人足を廃止し、町奉行所直属

の火消人足を雇い、賃銀・道具損料を京町中へ賦課する旨、触渡した。^①この制度は、以後近世を通じて続けられた。

次に借屋人統制について見よう。寛政七（一七九五）年に町奉行所は、天明八年の大火後の状況下借屋賃の引き下げを命じ、そして「其上ニも家賃滞候者も有之候へ、無用捨御役所江可申出候、吟味之上急度可申付候」と申し渡した。^②借屋賃未済の扱いは、借屋請人・町を中心とした住民側の管轄事項であった。ここで町奉行所は、町側の調停に任せず自らが「吟味」し「申付」けることを宣言したのであり、従来町を持った機能に介入し、それを吸収しようとする指向が認められる。

都市住民掌握の仕方も変化する。明和四（一七六七）年東町奉行石河政武は、洛中洛外の沽券状（家屋敷の売券）を全て改め、町奉行の裏印によって個々の家屋敷の所持事実を確定した。^③町が構成員を掌握できなくなってきたために、家屋敷の二重賃入れ等の不正行為が頻発したことの対策として出されたものであるが、これによって町奉行所は初めて町の内部に入り、個別の家屋敷とその所有者とを把握したのである。^④

明和五年五月に出された触は、個人の借金銀の出入りについて町が町中の者へ出銀を割り懸けて償うことを禁じ、借り受けた者のみで返済すべきことを命じている。町としての弁済機能を否定し、割り懸けられる者の困窮を救おうとする点、町ではなくあくまで個人に債務を負わせた点、共に町の中の個々の住民を対象とした支配のあり方を認められる。

以上の事実は、町が従来持っていた自治権が町奉行所によって奪われていく過程と見ることも可能である。だが、それならばこの支配政策の転換は、宝暦期に諸会所設立の動きに対して町が反対運動を繰り広げ、町奉行所から会所認可政策の変更を勝ちとったこととどのような連関を持っているのであろうか。

消防制度の改編は、それが町奉行所の主導によって行われたことを除けば、組織の内容、町への賦課等、「新規願」出願人の提示した内容とほぼ同じであった。しかし、天明四（一七八四）年九月に上下京古町年寄共が町奉行所へ出した訴状には次の如く見える。^⑤

(前略) 且又前々出火之節町々火役人夫指出來候付、平日手当仕置候儀故多分失費等在之、其上御定四町四方へ近火之儀故混雜中々人夫指出候儀へ甚難儀迷惑仕候処、近年右人夫御免被成下、別段火役町夫被為仰付被下候付、右混雜等も相止ミ、町々一統難在奉存候(後略)

平常の失費、出勤時の難儀と、宝曆期に反対した時とは全く逆の主張で、消防制度の改編を「町々一統難在奉存候」としているのである。

宝曆期の反対の論理が、会所による統制、つまり支配構造の二元化の拒否にあったことは先に見たところだが、それのみでなく、町の運動はむしろ積極的に支配の深化を要求していく側面があったと思われる。

文政町代改儀一件後、町・町組の要求によって家屋敷の売買時の町代加判(及び判料)が廢止され、町奉行所によって沽券状に裏印が付されることとなった。^{①⑦} 家屋敷売買行為について町奉行所が直接関与し、保証を与えるのはこの時が初めてである。然るにその四年後の文政五(一八二二)年に、家屋敷売買の改会所を設ける出願人が現れた。やはり町々は一統に反対したのだが、一例として猪熊通丸太町下中之町の返答書を見よう。^{①⑧}

(前略) 沽券状之儀者、御割印奉戴罷在候事故、銘々共ニは是程之財宝へ無御座相心得罷在候故(中略) 然ル処、又候此度已前之通町人共加判仕吟味料取立度願出候儀、何共敷ケ敷奉存候間、町内打寄相談仕候得共、町中一統右兩人願之儀へ不敬ニ奉存候間、何分此段急度御断被仰上可被成下候(後略)

この会所の出願は、家屋敷売買の保証を町奉行所に代わって(つまり、町の機能の吸収ではない)住民が行おうとするものである。なのであり、支配者に対する住民の自治という側面からすれば、明らかに自治的なものであった。しかし町の側は、同じ被支配者である「町人」が加判をして吟味をすることは「敷ケ敷」、「不敬」であるとし、他方町奉行所の割印を押された沽券状を「財宝」ととらえる。「已前之通」の「町人」とは町代のことを指すが、中間支配者の町代の保証機能を否定する運動は、その機能を町が取り戻す要求とはならず、町奉行所がそれを吸収することを求めたのである。^{①⑨}

宝曆期に始まる町・町組の運動が掲げた「自治」は、町奉行所と町との一元的関係を求めたものであり、支配権力に對抗したものではなかった。だからこそ、既に町が果たせなくなった領域について、他の組織機構の関与を拒否し、また町自らが、その機能を果たす機構の母体として転化できない以上、支配者に積極的に委任していくことは必然的なことであった。こうして、従来各町に個別的に、かつ格式によって重層的に分有されていた機能が支配権力の下へ吸収されていき、都市支配のあり方は、町内部の個別の家を単位とした一律的なものへと変化していく。

しかしそのような支配のあり方は都市構造の変化に対応する形で成立していったものであった。都市住民の会所設立反対運動に見られる意識的運動、そして個別性・階層性の解消という無意識的運動によって、結果的に町内部にまで入り込む、強大化した権力が生み出されることとなった。だが、その権力も住民が求め、造り上げた権力なのであった。

- ① 借屋請專業者の存在は、古町では小結棚町、町頭南町、三条衣棚町、冷泉町等で確認できる。借屋請狀の文言も定式化し、借屋請專業者によってあらかじめ作成されたものを利用する場合もあった（『塩屋町文書解題』、『資料館紀要』十三号、京都府立総合資料館、一九八五年）。借屋人を特定する文言中の、生園の欄が空いたまま通用している例もあり（『郭巨山町文書』、請狀の内容自体空文化している。
- ② 『町触』⑦―①〇三一。
- ③ 繩爪修「近世京都における町共同体の動向―借家人層を中心として―」（『立命館文学』三八四・三八五号、一九七七年）。
- ④ 借屋人の出入り懸り合いの引取を専門に行う町（『町触』⑤―一三三三、『町触』⑥―一二八、『町触』⑧―八二三、『町触』⑨―一一八〇）、借屋人の引取人專業者（『町触』⑥―七四六）、町奉行所よりの召喚時の町役人の付き添い義務を代替する者（『町触』⑩―一一〇七、一一四二一、⑪―五九六）の存在も触の禁止文言から確認できる。
- ⑤ 秋山国三前掲書。
- ⑥ ただし文政八年以降は、上・下京より選出されるようになった、とされる（『秋山前掲書』）。上・中・下の区分がどの程度固持されたかは明らかではない。
- ⑦ 無論選出法は支配者によって定められたものではあるが、支配・搾取の機構ではなくほかならぬ都市住民のためのものである以上、それが最も効率的に働くよう、都市の実態を反映して定められた、と考えられよう。なお、町組形成地域外の都市化地域を含む点は、都市全体が問題となるにつれ上・下京という町組の最大の枠組自体が止揚された契機となるものか、とも思われるが、運営の実際にどのように関わったか等、詳しいことはわからない。
- ⑧ この時、新町の町組が所属する古町の町組の意向に反して行動した事例がある（辻ミチ子『町組と小學校』角川書店、一九七七年）。
- ⑨ 林屋辰三郎「庶民生活と芸能」『岩波講座日本歴史』12、近世4、岩波書店、一九七六年）。
- ⑩ ただし大仲は、常設的な協議機関、会議所を欠き、恒例の寄合が催

されはしたが、慣例に従って事を運ぶためのものに過ぎなかった。大仲の意義は、その組織の構成原理にのみあり、機能面には認められない。形としては「会所化」しても、会所の有効性をは体现化できなかった。

⑪ 『町触』⑥—二二九。

⑫ 『町触』⑦—一一一四。

⑬ 『町触』④—一六六二。

⑭ ただし、家屋敷の所有者が変わっても、裏印を押された沽券状自体は書き換えられない。所有者の把握はあくまでこの時点でのものであり、以後の移動には及ばない。

⑮ 『町触』④—一八一四。

おわりに

慶応四年に創置された京都府は、直ちに町・町組の改編を断行した。大仲の組織を大組と改称し洛外をも管轄させ、古町・新町、親町・枝町の別を廃し、最寄りのおよそ二十町を一組とする町組へと改組すること、町内に五人組を、家持、借屋人の区別無く作ることを命じた。^①これは確かに京都市政にとって未曾有の大改革であった。だが、明治維新権力が前代と隔絶して、上から一方的に行ったものではないことははや明らかであろう。

従来近世都市は、鎖国制と石高制に規定された「領主の都市」であるがゆえに、住民の自主的結合は困難であったとし、^②また都市独自の変革の主体の存在については否定的であり、それを認める場合でも限られた都市下層民を対象とするにとどまる。^③

しかし、本稿で見えてきたように、下層民（借屋人）自身は運動の表面には出ないが、彼らの地位の上昇と、家持層をも含めた町からの自立化の動きを起動力とし、その結果としての都市構造の変容に対応する、惣町的運動が存在した。それは

① 『番日記』。

② 『京都の歴史』6（学芸書林、一九七三年）。

③ 聚楽教育会所蔵文書。

④ 文政町代改儀一件については、これまで町組が本来使用人であった町代の増長に対し古格を掲げて反対した、というような、いわば町組自治のトピック的事件として扱われているに過ぎないが、ここで会所出願人と町代とが同一視されていることに象徴されるように、宝暦期の「新規願」反対運動を持った、支配者と住民との間の町以外の中間支配機構（者）を否定する論理の延長上でとらえることができるのではないかと考える。

都市全体へ視野を拡大することで、町・町組の組織の個別性、拘束性を自ら弱めていき、その中で下層に位置付けられていた者の解放はさらに進み、一円的な「都市社会」が形成される。そして、その対極に、近代の公権力につながるような、質の変化した権力を生み出したのである。^⑤

この運動は、都市復興策であった会所設立の出願への反対を契機として行われた。そこでは町は、経済性、効率性を拒否し、住民生活のための制度、機能をあくまで保持しようとした。ここに、運動を支えた、近世初頭以来の町の自治意識が働いていることが認められる。

しかし、まさにその町の自治意識のゆえに、会所の先進性を取り込めない、という限界性を持たざるを得ず、それゆえに支配の深化をむしろ求める側面を有した。会所設立の出願は、これ自体自治的で「変革的」動きであり、都市行政に住民が関わっていく可能性を持つものであったが、それは住民側の運動によって閉ざされてしまった。町が、構成員の主体性を媒介とする共同体へと変わったならば、町自治と会所機構とは矛盾対立するものではなかったが、町はその人格的拘束性、差別性を完全には止揚しきれなかった。

さて、以上京都を事例として考察を行ってきた。これを他の都市へどれ程普遍化しうるかは今後充分な検討が必要であるが、江戸、大坂においても「新規願」と同じ性質の出願が十八世紀前期から起こりだし、それに町々が反対していること^⑥と、大坂では十八世紀後半に官製の火消組合を基軸とした惣町結合の成立が報告されていることから、個別町を単位とする体制の動揺（都市の混乱）―会所設立の動き―惣町結合（一円的都市社会の成立）―支配政策の転換、というシエーマは、一定度共通するものと思われる。ただ、京都にあつては、中世以来の町組が枠組として存在していたがゆえに、会所設立反対の運動がいち早く惣町結合という形をとり、同時にその内部の差別構造を容易に払拭できない、という特徴を持ったのである。

① 秋山国三前掲書。

② 松本四郎前掲書。

- ③ 佐々木潤之介『幕末社会論』(福書房、一九六九年)。
④ 吉田伸之「日本近世におけるプロレタリア的要素について」(『歴史学研究』五四八号、一九八五年)。
⑤ 人民闘争研究において、階級闘争が質的に転化を遂げ、幕藩制の解体が始まったのは宝暦―天明期であるとされる(林基「宝暦―天明期の社会情勢」・『岩波講座日本歴史』12・近世4、岩波書店、一九六三)。闘争の主体、形態は異なるが、この時期を画期とする点では、本稿での分析も一致する。

- ⑥ 『正宝事録』、『大坂市史』第三。
⑦ 西坂靖「大坂の火消組合による通達と訴願運動」(『史学雑誌』九四―八号、一九八五年)。
〔付記〕
史料閲覧については、京都市歴史資料館、京都府立総合資料館の方々にお世話になった。また、京都町触研究会からは、同会所蔵の写真版史料利用の便宜を得た。末尾ながら、お礼申し上げたい。

(京都大学大学院生

Changes in the Structure of *Kyoto* 京都 City during the Middle of the Early Modern Period

by

Akira Tsukamoto

The city structure of Kyoto in the early modern period was based on individual *cho* 町. However, from about the last year of *Kyoho* 享保 with the increase in *nakama* 仲間 organizations and the establishment of financial *kaisho*'s 会所, the members of the *cho* became independent of the *cho*. Moreover as the tenants' position in the *cho* ascended, and so on, the *cho* structure was broken down. As a result, Kyoto was thrown into confusion. The purpose of *shinkinégai* 新規願, applications for establishing *kaisho* organizations, which occurred frequently in the mid 18th century, was to manage this confusion in the city by replacing *cho* with *kaisho*, which would embrace all of the city. It was also a reconstruction plan for the city, presented primarily by those who had relations to the *nakama*. In response the *cho* succeeded in restraining this movement by making the unions of *socho* 惣町. Nevertheless while *kaisho* organizations had the character of providing relief to those in the lower strata, the movement of the *cho* had a restorative nature that repressed this group. But because in the course of the movement the *cho* got a view that enable them to see the city as a whole, and because in every *cho* its individuality and class character was weakend, an urban social group which covered the whole city, was established. After the second half of the 18th century, the ruling authority was strengthened by coping with these changes in the city structure.